

よこはま都市消防



記事

○ 平成 29 年 年頭のご挨拶

- ・ 公益社団法人横浜市防火防災協会 会長 石井 忠
- ・ 横浜市消防局長 久保田 真人

○ 特別寄稿

- 「生き残るチカラ」と「生き延びるチカラ」
- 防災・危機管理ジャーナリスト 渡辺 実
- 株式会社まちづくり計画研究所所長

○ 横浜消防トピック119

- ・ 横浜市消防操法技術訓練会（自衛消防隊の部）の開催結果について
- 横浜市消防局予防部 予防課

平成29年 年頭のご挨拶

公益社団法人横浜市防火防災協会

会 長 石 井 忠



新年あけましておめでとうございます。

平成 29 年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

市民の皆様並びに会員各位におかれましては、平素から当協会の事業推進に格別のご支援とご協力をいただいておりますことに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、年明け早々ではございますが、防火・防災や安全への認識を新たにするためにも、昨年の災害を振り返ってみますと、残念ながら昨年も特筆すべき地震や台風が数多く発生しています。

まず、地震関係では、あの「東日本大震災」から5年が経過した直後の4月の熊本地震は、関連死を含めた死者は 131 人を数える大災害となりましたが、気象庁が現在の震度階を制定してから初めて震度7が2回観測され、さらには最大震度6強の地震2回、6弱の地震3回を含む一連の地震が内陸型地震としては極めて多く発生しました。また、10月に発生した鳥取県中部地震は、これまで知られた活断層ではなく、未知の断層が動いて最大震度6弱を記録し、11月の福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震では、東北地方沿岸を中心に広範囲で津波警報・注意報が発令され、仙台湾では1.4メートルの津波を観測し、川をさかのぼる津波の映像がテレビで流れたのは、記憶に新しいところです。

一方、台風関係でも、台風1号の発生が7月初旬と記録的に遅かったにもかかわらず、8月には週1、2回のペースで4つの台風が相次いで上陸し、そのうちの一つは観測史上初めて東北地方の太平洋側に上陸、北日本では甚大な豪雨被害が発生

しました。さらに9月に

入ってからも2つの台風が上陸して、西日本に豪雨をもたらし、観測史上第2位となる合計6つの台風が日本に上陸しました。

そのほかにも、一時、渇水のため首都圏の水がめである利根川水系8ダムの貯水量が1994年と同水準となる平年の6割程度まで低下したり、9月には1961年以降最少となる日照時間を記録したり、さらには、11月に東京都心で観測史上初となる積雪を観測したり等々、記録づくめの自然現象が起こった1年でもありました。

このように、昨年の過去に例がない、極めて稀なといった特異的な地震や台風、その他の自然現象の出現は、様々な意味で私たちに警鐘を鳴らしているのではないのでしょうか。防火・防災や安全に係る想定や対策については、過去の例にとらわれないこと、これで万全ということではなく、時機をとらえて見直しを継続していくことが極めて重要であり、当協会といたしましても、これらの貴重な教訓も踏まえつつ、本年も防火・防災・減災に係る各種事業を推進してまいり所存でございます。

新年を迎えるにあたり、私ども会員一丸となって決意も新たに、公益社団法人としての社会的使命を果たすため、また、市民の皆様の負託にお応えするためにも、全力を傾注してまいりますので、皆様には今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

結びになりますが、本年が災害や事故の少ない穏やかな1年でありますよう、そして市民の皆様、会員各位の益々のご活躍とご発展を祈念申し上げます、年頭のご挨拶とさせていただきます。

平成29年 年頭のご挨拶

横浜市消防局長

久保田 真人



新年あけましておめでとうございます。

輝かしい新年の幕開けにあたり、公益社団法人横浜市防火防災協会の会員の皆さまに謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、日頃から本市消防防災行政に対しまして、深いご理解とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、4月に熊本地方を震源とする大きな地震が発生し、特に熊本県益城町においては、一連の地震で震度7を2回観測するという、これまでにない発生形態により大きな被害を受けました。当局からも、指定都市市長会からの要請による横浜市の支援として、被災地へ消防職員を派遣し、避難所運営の支援や物資輸送などの任務を行ったところです。

その後も6月には、北海道内浦湾を震源とする地震で震度6弱を、10月には鳥取県中部を震源とする地震で震度6弱を観測するなど、各地で大きな地震が発生し被害が出ています。

また、台風も猛威を振るい、台風10号では岩手県の高齢者福祉施設において、9名の尊い命が失われています。

そのほか、東広島山陽道におけるトンネル火災や埼玉県送電施設での火災による大規模停電、また、長野県の碓氷バイパスにおける大型観光バスの横転事故など多種多様な災害が発生し、消防が果たす役割が重要であることを強く再認識した年でした。

一方、本市では一昨年に続き、火災件数が過去10年の平均を大幅に下回る年となり、これも事業所の皆さま、市民の皆さまの防火防災に対する

意識の表れと感じているところ です。

昨年4月に自助共助の中核施設としてリニューアルオープンした、横浜市民防災センターは、12月に来場者10万人を超え、多くの方にお越しいただきました。引き続き、多くの方に来場していただくように工夫を凝らしながら、この施設を活用して災害に強い人づくり、街づくりを推進するため、事業所の皆さまの防災力向上支援に取り組んで参ります。

東京2020オリンピック・パラリンピック開催までに4年を切り、横浜市を競技会場とする種目も発表されています。また、その前年にはラグビーワールドカップ決勝戦が横浜で開催されることとなっており、国内外から多くの方が横浜を訪れることになります。住んでいる方、訪れる方が、安全・安心を実感していただける防災都市を目指し、市民、事業所、行政がさらに一体となって取り組んでいくことが重要であると考えております。

会員の皆さまにおかれましては、引き続き、防火・防災体制の充実強化に努められるとともに、今後とも消防行政に特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人横浜市防火防災協会並びに会員事業所のますますのご発展と、皆様のご健勝を心から祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

「生き残るチカラ」と「生き延びるチカラ」

防災・危機管理ジャーナリスト 渡辺 実
株式会社まちづくり計画研究所所長・技術士・防災士



プロローグ

2016 年も地震・火山噴火・風水害など各地で自然災害が発生している。多くの地震・火山学者が警告している。日本列島は地震や火山の活動期に入っており、とくに関東から西日本地方で発生している内陸地震はマクロにみると次の海溝型地震「南海トラフ巨大津波地震」の前震のあたるのではないかと、という仮説は妙に説得力がある。火山活動もこれらの地震活動と無縁ではないかもしれない。なにより 2011 年 3 月 11 日の、日本では起きないといわれていた M9.0 の巨大地震発生が、日本列島全体の地殻的バランスを狂わせたに違いない。台風の進路にも異変が起きている。去年は気象庁観測史上はじめて台風が太平洋側から東北地方を直撃し、また北海道にも上陸して甚大な被害を発生させたことは驚きだった。地球規模で偏西風の蛇行があり、また気圧配置がこれまでにないパターンを示した。また日本列島の太平洋水温が高かった。これらもマクロにみると地球温暖化が要因とされている説が現実には日本の異常気象災害として現れている。

まもなく 3 月 11 日。東日本大震災から丸 6 年が経過する。この大震災の時に話題になった貞観地震（869 年）を含む 9 世紀末に多くの天災が日本列島を襲っている。この 9 世紀末と 21 世紀前半の災害が非常に酷似しているのだ。主な天災を対にしてみよう。863 年 越中・越

後地震＝2004 年 新潟中越・2007 年 新潟中越沖地震、864 年 阿蘇山噴火＝2016 年 阿蘇山噴火、868 年 播磨（兵庫）地震＝1975 年 阪神・淡路大震災、869 年 貞観地震＝2011 年 東日本大震災、874 年 開聞岳噴火＝一連の桜島噴火・2015 年 口之永良部島噴火、880 年 出雲地震＝2016 年 鳥取地震などがあげられる。9 世紀末にはさらに 850 年 出羽（山形）地震、864～866 年 富士山噴火、878 年 関東地震、887 年 西日本（南海）地震、881 年 平安京（京都）地震が発生している。注目しなければならないのは、この原稿を書いている時点（2016 年 12 月 2 日）で、現在懸念されている富士山噴火、首都直下地震、南海トラフ地震が発生していないという事実である。これらは偶然の一致だろうか。地震や火山活動は繰り返されるとするのなら、いまの日本列島は 9 世紀末の平安時代同様、我々は天地動乱の時代を生きっていると認識せざるを得ない。ならば、災いを防ぐ「防災」や災いを減らす「減災」から、もう理屈抜きに災害に備える「備災」へと本気で国も地域も国民も舵を切らなければ、国家存亡の危機に直面することは間違いない。阪神・大震災以降、「自助・共助・公助」という耳慣れたことばのキャンペーンを行っている。公助には限界があるので、自助・共助で生命を守って欲しい、という。しかし、国や自治体・行政の公助に限界有り、と断定されることに納税者としてはいささか違和感がある。納税者は、災害時の生命・財産を守る義務を国や行政の公助に付託している。そのこ

とを忘れてはならない。熊本地震などを取材すると、被災自治体の公助の防災力が際だって脆弱であり、国の被災行政支援策には課題が多く、そして被災者がおかれる劣悪な環境、と災害のたび明らかに同じことが繰り返されている。この公助の防災力向上は喫緊の重要課題である。その状況が深刻な事態であるからと、限界説で片付けられては困る。しかし、現実的に天地動乱の時代を生き抜くためには、「備災！は国民の義務」と言っておこう。この備災力、すなわち備える力には、時間軸で2つのチカラが必要になる。一つは地震直後の「生き残るチカラ」、もう一つは地震発生以降の「生き延びるチカラ」である。



「生き残るチカラ」

まず突然の地震発生時に、死なないこと。生命を守るための備え「生き残るチカラ」が問われる。多くの防災対策は、この生き残るための

チカラだと言える。家に殺されないために、住まいや事業所など施設の耐震化を進めなければならない。すでに言い古されているが、1981年(昭和56年)以前の旧耐震基準による建物は、耐震診断を受け耐震補強を実施しなければ家やビルに殺される。倒壊建物のなかで生き埋めになることも起きうる。阪神・淡路大震災でも熊本地震でも旧耐震基準の建物は崩壊している。熊本地震では、1981年(昭和56年)以降の新耐震基準による建物にも崩壊が見られた。詳細はまだ不明だが、新耐震基準であっても柱や梁の接合部の取り付け金物が基準通り施工されていない、いわゆる手抜き工事があったことや、吹き抜けや1階と2階の通し柱がない、壁が少ないなどバランスが悪い構造の建物が被災している。新耐震基準の建物でも安心せず、今一度、耐震強度の診断が必要である。よく「旧耐震基準の建物で地震が起きたら外へ飛び出した方が安全か？」と質問される。「もちろんです！」と即答する。家の中にいれば家に殺されるからである。「2階建ては1階と2階のどちらが安全か？」という質問もよく受ける。「2階が比較的に安全です」と即答する。古い被災建物の1階が崩壊している姿を熊本地震でも数多く見た。そして「では年寄りの親は2階に寝てもらいます」と。でも「これは間違い。安全性の高い2階には若い家族が寝るべき。生き残って救助してほしい」と答える。つまり生き残るチカラとは、とても厳しいのである。

大地震が起きると、建物は揺れる。この揺れはどの建物も避けらず、建物の崩壊は免れても、建物内の家具が倒れこんで家具に殺されるという事態が起きる。阪神・淡路大震災は早朝5時46分に震度7の揺れに襲われた。家具が就寝中の布団に倒れたために圧死した現場を多く目にしてきた。人間24時間のうちで最も地震リスクが高いのが寝ている時間帯である。寝室に

は家具を置かない、置くのであれば背の低い家具を、倒れてくることを前提に枕の位置を考える。そして家具の転倒防止やガラスの飛散防災を徹底的に施すことが、家の中で殺されないための備災である。

落下物から頭を守ることが最も重要な生き残るチカラだ。頭を守るとき、座布団でもカバンでも頭の上にかざすことになるが、その際に両腕をくの字にして手首を内側へ向け、くの字になった両腕を耳へピッタリと付ける。こうすると、誰でも両手首と首の両脇にある太い動脈を落下物から守ることが出来る。これらの動脈を切ってしまうと出血多量で最悪の場合は死に至るからだ。また、机の下にもぐる訓練が一般的になっているが、落下物から頭を守るために、必ず机の脚をしっかりと両手でつかむことが必要である。地震の揺れで机自体が移動するからだ。移動する机といっしょに身体も移動して頭を守ること、これを訓練では必ず行ってほしい。

「生き延びるチカラ」

強い揺れが収まると、崩壊した家屋、道路には亀裂がはしり、液状化現象によってマンホールが飛び出している等々、一変したまちの姿が目に見えてくる。いったい何が起きたのか、呆然と立ちすくむことになる。自分は生き残っていることを確認し、我に返る。

家族や近所の人々の救助・救出の必要がなければ、避難所へ向かう。避難所は人でいっぱい、想像を絶するだろう。この現実をみて、地震がどれほどの規模で起きたのかを認識することになる。市街地大火が起きている場合は、いわゆる学校などの避難所ではなく大きな公園など広域避難所へ避難すること。火災からの避難を忘れてはならない。熊本地震では二度の震度7の

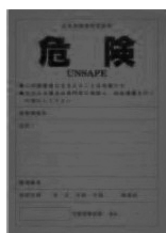
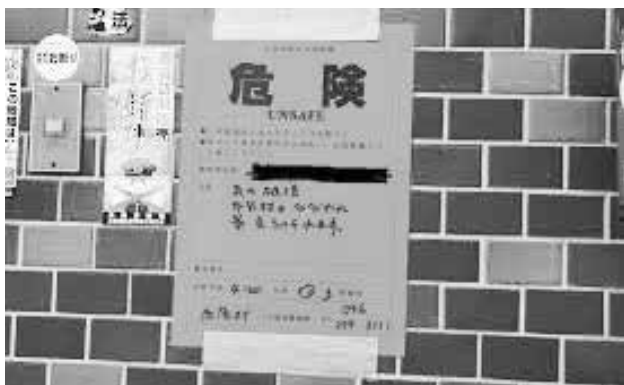
揺れに襲われたために、最初の前震が収まったからと家に戻って次の本震の揺れで家が崩壊して亡くなった方もいる。いつまでも収まらない強い余震が怖いからと、車中避難が多かったことも記憶に新しい。避難所には入ることができずに、壊れた家で軒下避難をしている方々も多かった。



ここから「生き延びるチカラ」が問われるのである。行政は、基本的には避難所へ避難した被災者を対象に水・食料、物資、情報提供などの支援を行う。つまり、在宅避難や車中避難などをした被災者へ支援が届けられることはないと覚悟しなければならない。

『さっき家の様子を見に行ったら“危険”って書かれた赤い紙が貼られていた』『うちは黄色の紙で“要注意”だった』『なにその紙？うちはなにも貼られていない』など、地震から数日後の避難所でよく耳にした被災者同士の会話

である。この「紙」は、地震後に行政が実施する「応急危険度判定」結果を示す張り紙である。地震発生後、余震などに対する被災建物の危険度を専門家が応急的に判定する制度が動き出す。「赤＝危険」「黄＝要注意」「緑＝調査済」の3段階で危険度を判定する。「赤」は建物への入室が危険、「黄」は注意して入室、「緑」は入室使用可能と判定している。自宅は被害がなくても、隣の家が傾いて倒壊危険がある場合は、「赤」の判定になることがある。貼られた各判定結果用紙には、その理由が書かれているので注意して読んでほしい。応急危険度判定は被災者からの要請で行われるのではなく、行政が独自に実施する地震直後の被災建物の危険度を判定するものである。後に行政が実施する「被災度認定」や保険会社が行う地震保険の「損害査定（認定）」とは異なることを基本的知識として覚えておいてほしい。この基本的知識がないために、混同して様々なトラブルが起きている。



赤色→この建築物に立入ることは危険です



黄色→この建築物に立入る場合は十分注意してください



緑色→この建築物は使用可能です

次に、行政は「罹災証明」を発行するために被災建物の「被災認定調査」を行う。これにより4段階「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の被災度認定が決定する。「全壊」は文字通り全壊で解体撤去することになる。「大規模半壊」は柱など大規模補修をしなければ住むことが困難なもの。「半壊」は損壊甚だしいが補修すれば元通りに再居住可能なもの。「一部損壊」は家屋の損傷はあるが修理可能なもの。この調査は行政から派遣される専門家が外観と室内の被災調査を行う。認定結果に納得がいかなければ、二次調査を要請することも覚えておいてほしい。

そして「罹災証明書」の発行である。被災者が公的支援などを受けるために大変重要な証明書であり、被災後の人生を左右すると言っても過言ではない。国の被災者生活再建支援金や見舞金、義援金配分など、被災者を支援する制度や受け取れる支援金を左右することになるからである。この罹災証明は被災者自身が行政へ発行申請をしなければならないので、要注意である。

被害認定調査結果をふまえて、被災者生活再建支援法にもとづき国からの支援金額が決まる。現行制度で支給される最高額は「全壊」300万円、「大規模半壊」250万円、「半壊」50万円、「一部損壊」への支給はない。これ以外に災害見舞金（都道府県や市町村）、家屋損壊見舞金（日本財団）、義援金配分が加わる。しかし、一部損壊の場合には貸付制度の使用は可能だが、給付金は支給されないことになっている。しかし県や市町村の裁量で、一部損壊へ若干の支援金が給付されているケースもある。さらにこの調査結果は応急仮設住宅・みなし仮設住宅への入居にも影響がある。法律では「全壊」と「大規模半壊」にしか入居資格が与えられない。「半壊」については、原則解体を前提に応

急仮設住宅への入居資格を与える自治体の運用が行われている。

エピソード

ここまで読んでいただき、被災者支援制度を初めて知ったという読者も多いだろう。現実と複雑さに驚かれたことと思う。災害後に生き残った被災者は、被災地で生き延びなければならない。この国は被災者に対してあまりにも冷たい支援制度しか持ち合わせていない。阪神・淡路大震災以前の被災者支援の制度は現物支給だったが、阪神・淡路大震災後に被災後の生活を再建するために国の税金から被災者へ現金支給を可能にする被災者生活再建支援法が創設された。最初は全壊判定で最高 100 万円の支給だった。その後、全壊給付金は 300 万円までへと改定をしてきた。今回の熊本地震による被災者も、不便な生活をしながら罹災証明の被災認定の仕組みを理解し、応急仮設住宅（みなし仮設）入居へ至る被災者支援制度の建て付けなど、支援を受ける過程に多くの課題が顕在していた。阪神・淡路大震災から 22 年を経て、現

行被災者支援制度そのものが超高齢化社会や経済情勢などの社会変化に対応できない制度疲労を起こしていると考えている。近い将来に迎えないといけない首都直下地震や南海トラフ巨大津波震災への不安を抱えたまま、現行の被災者支援制度で闘いを挑むのはあまりにも無謀ではないだろうか。根本的に被災者生活再建支援とはどうあるべきか、早期に真剣に取り組まなければならない。生き延びるチカラを強靱化する必要がある。

東日本大震災は「トラウマ災害」、熊本震災は「ストレス災害」と、精神科専門家から指摘を受けている。震災にストレスは付きものであるが、熊本震災のストレスの要因の一つが「生き延びるチカラ」を支える制度の脆弱さにありはしないか。突然に被災者になり、長く連続した余震の恐怖から「生き残るチカラ」が問われ、その後は立て続けに応急危険度判定、被災認定、罹災証明など聞いたこともない行政手続きに追いまくられたのだ。そして先の見えないガレキ撤去や被災地復旧と住まいや生活再建が被災者一人ひとりに強烈なストレスとして襲いかかっている。その結果、震災関連死が増えていく。熊本地震の死者数は 137 人、直接死が 50 名で関連死が 87 人。関連死が直接死を上回っている（平成 28 年 11 月内閣府）。震災関連死を防止するために、市民も行政も国も「生き延びるチカラ」をいかに強くしていくかが今年も問われている。

（2016.12.2 記）

＜写真：machiken 所有／著作権フリー写真＞

横浜市消防操法技術訓練会 (自衛消防隊の部)の開催結果について

横浜市消防局予防部 予防課

企業自衛消防隊は、それぞれの事業所における防火・防災業務を担うとともに、地域における防災力を向上するため、日頃から訓練に取り組んでいただいています。各区においては、自衛消防隊が日頃の成果を披露するための操法技術訓練会が開催されていますが、その代表が一堂に会し、操法技術を競い合う「平成 28 年度横浜市消防操法技術訓練会（自衛消防隊の部）」が、平成 28 年 10 月 19 日（水）に、戸塚区深谷町の横浜市消防訓練センターで開催されました。訓練会では、屋内消火栓操法Ⅰ（女性の部）・屋内消火栓操法Ⅱ（男性又は男性女性混成の部）・小型ポンプ操法の 3 種目が実施されました。訓練会の様子とあわせて表彰を受けた企業自衛消防隊をご紹介します。

なお、本訓練会は、公益社団法人横浜市防火防災協会の協賛により開催しています。

◆ 訓練会の様子

屋内消火栓操法Ⅰ（参加隊 17 隊 85 名）

女性のみ的人员で部隊が編成され、指揮者以下 4 名で屋内消火栓を使い、ホース 2 本を延長して、前方の標的に放水します。



屋内消火栓操法Ⅱ（参加隊 18 隊 90 名）

男性又は男性女性混成の人員で部隊が編成され、指揮者以下 4 名で屋内消火栓を使い、ホース 2 本を延長して、前方の標的に放水します。



小型ポンプ操法(参加隊 13 隊 65 名)

1 隊 4 名の部隊編成で小型ポンプを使い、ホース 3 本を延長して、前方の標的に放水します。



最優秀に輝いた部隊



屋内消火栓操法Ⅰ最優秀

医療法人横浜柏堤会 戸塚共立第2病院

屋内消火栓操法Ⅱ最優秀

日本体育大学 横浜・健志台キャンパス



小型ポンプ操法最優秀

株式会社ブリヂストン 横浜工場





栄えある賞を受賞された自衛消防隊



屋内消火栓操法Ⅰ (女性の部)

☆☆☆ 最優秀 ☆☆☆

医療法人 横浜柏堤会
戸塚共立第2病院

☆☆ 優秀 ☆☆

森永製菓株式会社 鶴見工場

医療法人社団三喜会
横浜新緑総合病院

☆ 優良 ☆

日本製粉株式会社横浜工場

ヨコハマグランド
インターコンチネンタルホテル

株式会社 ホテル、ニューグランド

横浜市水道局
中村ウォータープラザ

株式会社 京急百貨店

社会福祉法人いきいき福祉会
特別養護老人ホーム
ラポール三ツ沢

社会福祉法人清正会
特別養護老人ホーム
グリーンサイド清盛

磯子区役所

株式会社 総合車両製作所

新横浜グレイスホテル

株式会社東急モールズデベロップメント
たまプラーザテラス

社会福祉法人伸こう福祉会
特別養護老人ホーム
クロスハート栄・横浜

医療法人横浜柏堤会
戸塚共立リハビリテーション病院

神奈川県警察 瀬谷警察署

屋内消火栓操法Ⅱ (男性又は男女混成の部)

☆☆☆ 最優秀 ☆☆☆

日本体育大学
横浜・健志台キャンパス

☆☆ 優秀 ☆☆

旭硝子株式会社 京浜工場

株式会社東芝 横浜事業所

☆ 優良 ☆

JXエネルギー株式会社横浜製造所

横浜ランドマークタワー本部

国際埠頭株式会社

社会福祉法人秀峰会
特別養護老人ホーム 南永田桜樹の森

株式会社 イトーヨーカ堂上永谷店

横浜ビジネスパーク

日産自動車株式会社
日産教育センター

三井アウトレットパーク
横浜ベイサイド

港北区役所

緑区役所

ららぽーと横浜

医療法人 横浜柏堤会
戸塚共立第2病院

住友電気工業株式会社
横浜製作所

社会福祉法人
横浜市福祉サービス協会
横浜市新橋ホーム

三ツ境相鉄ライフ

小型ポンプ操法の部

☆☆☆ 最優秀 ☆☆☆

株式会社 ブリヂストン
横浜工場

☆☆ 優秀 ☆☆

三菱重工業株式会社
横浜製作所

三菱化学株式会社
横浜センター

☆ 優良 ☆

株式会社東芝
京浜事業所

横浜油脂工業株式会社

横浜刑務所

社会福祉法人清正会
特別養護老人ホーム
グリーンサイド清盛

株式会社東芝
横浜事業所

株式会社オーバル
横浜事業所

株式会社横浜LIXIL製作所

パナソニックグループ

住友電気工業株式会社
横浜製作所

株式会社 啓愛社
自動車部品事業部



◆ 写真展の開催

参加された自衛消防隊の紹介と、訓練会の様子を多くの方へお伝えするため、写真展を開催します。

1 期間

平成 29 年 1 月 17 日（火）から 2 月 5 日（日）まで
（月曜日は休館日）

2 場所

(1) 横浜市神奈川区沢渡4番地7「横浜市民防災センター」

(2) アクセス

ア 電車でお越しの場合

JR、相鉄線、京浜急行、横浜市営地下鉄、東急、
みなとみらい線 横浜駅下車 西口から徒歩約10分

イ バスでお越しの場合

横浜市営バス、神奈川中央バス「鶴屋町3丁目」下車 徒歩約3分

ウ 車でお越しの場合

横浜市民防災センターには駐車場がありませんので、周辺の駐車場をご利用いただくか、公共交通機関をご利用ください。



～横浜市民防災センターについて～

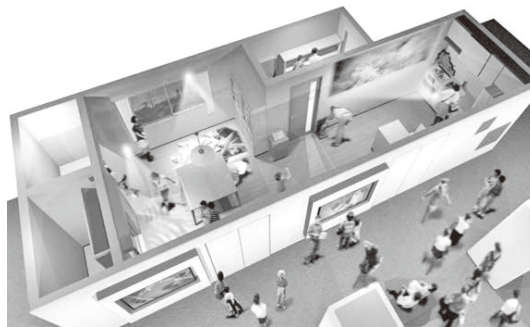
横浜市民防災センターは本年４月にリニューアルオープンした、市内唯一の体験型防災学習施設です。「災害シアター」や「地震シミュレーター」「減災トレーニングルーム」といった施設の体験を通じて、楽しみながら災害を知り、備えることを学ぶことのできる施設です。ぜひお立ち寄りください。



地震による被害をストーリーで学ぶ災害シアター



震度7までの体験ができる地震シミュレーター



災害の疑似体験ができる減災トレーニングルーム



平成 28 年 11 月 6 日、東京都新宿区で開催されたイベントにおいて、複数の死傷者が生じる火災が発生しました。この火災の出火原因は、屋外に設置された木製展示物内の投光器（白熱電球）に、かんなくずが接触して出火した可能性が考えられている（平成 28 年 11 月 28 日現在）ところですが、本市においては、イベントが開催される都度、各消防署において、必要な安全対策を講じているところです。イベント開催に伴う必要な安全対策は、その開催形態により多岐にわたりますが、横浜

市火災予防条例では屋外における大規模なイベントについて防火担当者の選任と安全計画書の作成を義務付け、その他、多数の者が集合する催しでガスコンロ、発電機等の火気器具を使用する露店等を開設する場合には、その届出と消火器の準備を義務付けています。

時節がら、各種のイベントやライトアップなどが増えることから、横浜市消防局では市内における同様の火災を防止するため、市内の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学等へ催しにおける火災予防対策の徹底について、お願いしました。また、電気を使用した器具は、日常生活において身近なものであり、家庭や企業などでも起こり得ることから、各消防署における防災指導の機会などを通じ、市内における最近の火災事例も交えながら、地域や企業のみなさまへ啓発を行っています。

新年を迎え、今年一年、安全で安心して過ごせるよう火災予防の視点でもう一度、社内の点検をお願いいたします。

<電気を使用した器具において、特に注意すべきこと>

- ◆白熱灯などの照明器具は、燃えやすい物に接触させない
- ◆電球はソケットへ確実に接続するなど、充電部分は露出させない
- ◆配線は束ねたり、ねじれたまま使用しない
- ◆配線は踏みつけられたまま使用しない
- ◆テーブルタップは表示されている定格電流の範囲で使用する

<最近の横浜市内の事例>

◆非常用の照明装置に起因する火災

ビルの電気設備点検の際、店舗バックヤード内の棚上に積み上げられた商品を収納するための紙製箱が、近接していた非常用の照明装置の白熱電球の熱により過熱され出火

◆ダウンライトによる火災

間違えてダウンライトのスイッチを入れたため、折りたたんだ寝具と近接していたダウンライトにより蓄熱し出火

◆携帯電話の充電器からの火災

コンセントに差し込まれていた携帯電話の充電器プラグ内部で、異常電流が流れ出火

電気器具・配線からの火災にご注意ください！！

～催しにおいて、特に注意すべきこと～

安全に見える電気器具も、取り扱い方を誤ると火災の原因になります。火災の発生を防ぐためにも特に次のことに注意し、電気器具を取り扱ってください。

- ◆白熱灯などの照明器具は、燃えやすい物に接触させない
- ◆電球はソケットへ確実に接続するなど充電部分は露出させない
- ◆配線は束ねたり、ねじれたまま使用しない
- ◆配線は束ねたり、踏みつけられたままの状態で使用しない
- ◆テーブルタップは、表示されている定格電流の範囲で使用する

～生活に身近な電気器具から火災が発生しています～

生活に身近な電気器具も、取り扱いを誤ると火災の原因となります。それぞれの取扱説明書をご確認くださいとともに、ご家庭で使われている電気器具について、今一度ご確認をお願いします。

～最近の横浜市内の事例～

- ◆ダウンライトによる火災
間違えてダウンライトのスイッチを入れたため、折りたたんだ寝具と近接していたダウンライトにより蓄熱し出火
- ◆クリップライトによる火災
ベッドに取り付けたクリップライトの白熱電球に掛布団が接触し出火
- ◆携帯電話の充電器からの火災
コンセントに差し込まれていた携帯電話の充電器プラグ内部で、異常電流が流れ出火

～電気器具の取り扱いに関する相談は、お近くの消防署までお願いします～

鶴見消防署	503-0119	保土ヶ谷消防署	334-6696	青葉消防署	974-0119
神奈川消防署	316-0119	旭消防署	951-0119	船政消防署	945-0119
西消防署	313-0119	磯子消防署	753-0119	戸塚消防署	881-0119
中消防署	251-0119	金沢消防署	781-0119	栄消防署	892-0119
南消防署	253-0119	港北消防署	546-0119	泉消防署	801-0119
港南消防署	844-0119	緑消防署	932-0119	瀬谷消防署	362-0119

横浜市消防局予防課 電話 334-6406

市民のみなさまへ配布しているチラシ

㊦ 清 新 防 災 株 式 会 社

消防用設備の保守点検・改修工事
消火器の購入・詰替・ハイキ処分
防災用品・避難用品の購入
お気軽にお問い合わせください。

〒240-0043 横浜市保土ヶ谷区坂本町314-26
TEL 045-332-2750
FAX 045-334-3725

消防用設備一式 設計・施工・販売・修理・点検

消 火 器 漏 電 警 報 器
自動火災報知設備 屋内消火栓設備
避 難 器 具 スプリンクラー設備
非 常 警 報 設 備 誘 導 灯

株式会社 
東横防災商事

〒226-0016
横浜市緑区霧が丘4丁目2-3-206
☎(045)921-1244
FAX(045)923-0677

◆地下埋設タンク・配管の 気密漏洩検査

(財団法人 全国危険物安全協会 第14012号)

◆産業廃棄物の処理・再生 各種タンク・ピットの清掃工事

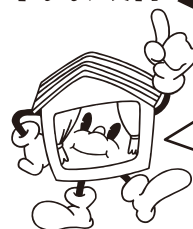
(弊社でリサイクル可能な廃油は買取り致します)

《ISO14001認証取得》

三美興産株式会社

〒223-0059 横浜市港北区北新横浜1-9-2
TEL 045-549-3551
FAX 045-548-2102

よこはま 市民共済 火災共済



手頃な掛金で
安心を
お届けします!

横浜市民共済生活協同組合
フリーダイヤル
☎0120-073-203

横浜市民共済

検索 

横浜油材株式会社

〒245-0018 横浜市泉区上飯田町1465番地2
代表取締役 伊藤 洋和
TEL: 045-803-3508(代) FAX: 045-803-3594

業 務 内 容 は 下 記 の と お り で す

- 石油部: A重油・灯油・重機燃料・オイル他(ご注文即日配達主義)
上飯田油槽所: 地下タンク300kℓ・タンクローリー12台
- 洗剤部: クリーニング用洗剤および資材全般・工業薬品全般
ボイラーの販売および設置工事 *キャラバン車 4台
- 工事部: 危険物工事設計施工および解体工事一式・消防申請業務一切
(オイルタンク・地下タンク・貯蔵庫他)
(小規模危険物工事(新設・改造・解体)は自信あります
是非当社にご相談下さい。安く出来ます)
- 中古油機部: 中古タンクローリー売買(ご一報・即刻参上)
中古油機(計量機)売買・古物商免許(泉第5-22)

住宅用火災警報器 取付・販売

消防設備の
設計・施工・メンテ



ご相談下さい!

平山防災設備株式会社

〒241-0021 横浜市旭区鶴ヶ峰本町1-35-36
☎(045)953-2727 fax (045)953-2756

設置後の悩み解消!

消耗品を交換時期に送付し、管理をサポート
8年分の消耗品費用が含まれているので、
追加費用が発生しません

消耗品	耐用期間	長期保証
0円	8年	8年



PHYSIO CONTROL LIFEPAK CR Plus
自動体外式除細動器 (AED)



AED (自動体外式除細動器) 8年保証安心パック



東京支店
〒114-0024 東京都北区西ヶ原一丁目9番1号
TEL(03)3915-2221 FAX(03)3917-2221
本社(名古屋)・大阪支店・福岡営業所



〒240-0036 横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目24番25号
TEL(045)351-5411(代) FAX(045)351-9291
<http://www.grankoyo.co.jp/>

横浜市防火防災協会会員の皆様へ



謹賀新年



本年もよろしくお願いいたします。

0120-963-890 横浜消火器株式会社

〒235-0002 横浜市磯子区馬場町 1-48 E-mail:shop@hinoyojin.com

<http://www.hinoyojin.com/> ★ネット注文で特典付き★



消防界の今日を創り、 明日を拓く

目でみてわかる 消防ポンプ操法

消防ポンプ操法研究会 編集

◆A4判 ◆184頁 ◆定価(本体1,900円+税)

消防ポンプ操法の基本が学べる参考書の決定版!

第1編はポンプ車操法、第2編では小型ポンプ操法について詳解。動作中の各隊員を連写し、約1,100枚の写真を掲載しています。



消防団サポートブック

消防団員実務研究会 編集

◆ポケット判(外寸:130mm×80mm)／ダブルリング製本

◆オールカラー／40頁 ◆定価(本体800円+税)

消防団をサポートする画期的なグッズが登場!

いつでもどこでも見られて安心。

ポケットサイズながら、火災活動のモデル、応急手当や安全管理など、消防団の活動内容を網羅しています。

しょう た 消太くん・みずきちゃんとまなぶ ひのようじん

幼年者防火研究会 監修

◆A5判 ◆オールカラー／16頁 ◆定価(本体100円+税)

火遊びの怖さを教える教育絵本!

5歳以下の幼児を対象に、火の大切さや危険性をクイズ形式で教える小冊子。

幼稚園・保育園での指導用や消防署の広報用として最適です。



東京法令出版 株式会社

●インターネットでお申込み
お申込みは
こちらから
☎ <http://www.tokyo-horei.co.jp/>
(※最新情報等もホームページをご覧ください。)

●電話でお申込み
0120-338-272
(※携帯電話からもお申込みできます。)

●FAXでお申込み
0120-338-923

公益社団法人 横浜市防火防災協会

〒232-0064 横浜市内南区別所一丁目15番1号 BML横浜ビル2階

□ 総 務 課 TEL 045(714)0920 □ 講 習 課 TEL 045(714)9909
□ 防災コンサルティング課 TEL 045(714)0929 □ 救 命 講 習 受 付 TEL 045(714)9911

FAX 045(714)0921

URL <http://www.ydp.or.jp/>